

◎成果目標1 『福祉施設の入所者の地域生活への移行』

数値目標	目標数値	実績値	実施状況
①福祉施設から地域生活への移行者数 令和元年度末時点の施設入所者数 213 人（基準値）に対し、令和5年度末までに 15 人（7.0%）を地域生活へ移行する。	15 人	1 人	1 人が在宅生活へ地域移行した。 施設入所者に対する定期的な障害支援区分認定調査によって、本人の状況及び障害支援区分を把握し、施設入所者の地域生活への移行が可能か検討している。 令和2年度に引き続き、令和3年度も加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業を実施した。生活介護の定員数を増やし、受け入れ体制の整備を進めた。
②施設入所者の削減 令和元年度末時点の施設入所者数 213 人（基準値）に対し、令和5年度末までに施設入所者数を 209 人にするため、4 人（1.6%）の施設入所者を削減する。	209 人 (4人の削減)	217 人 (4人の増加)	入所希望者が多数控えており、入所者が死亡や入院、介護施設へ入所するなど空きが発生しても満室になる状況が続いている。

市評価	
C	目標数値に対する実績値が低調なため、やや遅れている。加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業による新規グループホームの開設や、相談支援専門員に働きかけ地域移行を促進していく。

協議会意見
C評価とする。 施設入所者本人の思いが活かされるような方法で地域移行を進めていただきたい。 地域移行を進める上では、施設従事者の意識が重要であるため、施設従事者の方々に在宅の生活をイメージできるような取り組みを進めていただきたい。

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている

◎成果目標2 『地域生活支援拠点等が有する機能の充実』

目標	実施状況
<p>本市と基幹相談支援センターが引き続き連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。</p> <p>※具体的には、下記の5つの機能の充実を図ることを目標とする。</p> <p>①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の提供 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり</p>	<p>①相談 加古川市障がい者基幹相談支援センター（以下「センター」という。）が担っている。（令和3年度相談件数：5,199件）。</p> <p>②緊急時の受け入れ・対応 緊急時における短期入所の利用において、事業者が受け入れしやすくなるよう報酬の上乗せ制度（加古川市障がい者（児）緊急時短期入所事業）を令和2年度に引き続き実施した。また、防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業を活用し5名の個別避難計画を作成した。</p> <p>③体験の機会・場の提供 2市2町（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）の事業所情報を集約した「4cities map」を事業所と協働で作成し、広域で事業所の詳細情報（位置図、写真付き等）をHP上で公開した。</p> <p>④専門的人材の確保・養成 医療的ケア児・者の支援に係る取り組みについては、新型コロナウイルスの影響で加古川市自立支援協議会（医療的ケアワーキング）の開催が難しかったこともあり、具体的な活動ができなかった。強度行動障害児・者の支援に係る取り組みについては、兵庫県の「強度行動障害地域生活支援事業」の周知及び制度説明を行った。高い専門性に加え幅広いネットワークが必要であることから、地域の体制づくりを一体的に進めるため市とセンターで共同して取り組みを進めることを確認した。</p> <p>⑤地域の体制づくり 加古川市自立支援協議会内（くらし・子ども専門部会）が担っている。令和3年度については新型コロナウイルスの影響で現状の確認と令和4年度以降の取り組みについて協議した。</p>

市評価		協議会意見
B	<p>実施状況を踏まえ、進んでいる。</p> <p>①主任相談支援専門員の連絡会において、常時（24時間）の連絡体制における課題や方法について協議し共有したため、今後は実現に向けた協議を続ける。</p> <p>②町内会等と協働し個別避難計画を策定した。今後も災害時に有効な避難行動ができるように引き続き策定に向けた取り組みを進めていく。</p> <p>③各事業所間で公開情報に差があるため、有益な情報の公開について協力を求めている。</p> <p>④医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置に向けては、コーディネーターの役割等について、他地域での取り組み状況も情報収集しながら検討を進めていく。</p> <p>④、⑤強度行動障害児・者を地域支える体制として、各事業を活用した専門的人材の養成ではだけでなく、強度行動障害児・者を支える地域の体制づくりも並行して取り組みを進める。</p>	<p>B評価とする。</p> <p>緊急時の避難について、要支援者・援護者の数はかなり多く、全対象者に個別避難計画を作ることは大変である。優先順位の高い方々以外に関しては、サービス等利用計画等に緊急時や災害時のニーズという項目を入れていただくことで、本人や家族、支援者が災害時や緊急時にどうするかを意識を持っていただく機会になるため、そのような取り組みを広げていただきたい。</p>

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている

◎成果目標3 『福祉施設から一般就労への移行等』

数値目標	目標数値	実績値	実施状況
<p>①福祉施設からの一般就労移行者数 令和元年度末時点の一般就労移行者数 58 人/年（基準値）に対し、令和5年度末までに年間 75 人（1.29 倍）を福祉施設から一般就労へ移行する。 （内訳）就労移行支援 39 人（1.30 倍）、 就労継続支援A型 7 人（1.40 倍） 就労継続支援B型 29 人（1.26 倍）</p>	75 人	38 人	<p>就労移行支援から 20 人、就労継続支援A型から 12 人、就労継続支援B型から 6 人が一般就労へ移行した。</p> <p>加古川市障害者自立支援協議会内で協議の場として位置づけている「しごと・差別解消専門部会」において、就労系事業所を対象にした意見交換会の開催に向けた協議をした。</p> <p>コロナ禍における在宅支援や就労移行支援の延長など、国の通知に基づき柔軟な対応を実施した。</p>
<p>②一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合 令和5年度における一般就労移行者のうち、市内の就労定着支援事業者における定員数の7割が就労定着支援事業を利用する。</p>	7割 (28人)	2.8割 (11人)	<p>令和3年度において、市内就労定着支援事業者における定員数（40人）の7割は28人である。一般就労移行者のうち、11人が就労定着支援事業を利用した。</p>
<p>③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合 令和5年度末における就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。</p>	7割	5割	<p>市内2事業所の内1事業所が目標を達成した。未達成の事業所の就労定着率は67%であった。</p>

市評価	
B	<p>コロナ禍においても、一定の数値目標を達成していることから進んでいる。</p> <p>就労定着率未達成の事業所において、3人の利用者の内、1人が離職したことにより目標数値に届かなかった。勤務先における人事異動に伴う担当者の変更により障害特性の理解不十分等がミスマッチの原因となった。就労定着支援事業所と課題を共有し、関係機関と連携することで、課題解決に向けて取り組みたい。</p> <p>また、就労定着支援のサービス利用を促すため、専門部会等を活用した啓発やハローワークとの連携を進める。</p> <p>コロナ禍における就職については、新規採用の見送り、延期等が考えられるが、適切な在宅での支援を積極的に認めていくことで、効果的なサービス提供の実施を目指す。</p>

協議会意見
<p>B評価とする。</p> <p>コロナ禍で通所ができない状況が続いていた中、市が在宅支援を積極的に認めることで利用者の就労に対するモチベーション維持につながったことは評価する。</p> <p>従業員の方々に対して、発達障害・精神障害の障害特性について理解を求めるような講座（精神発達障害者仕事サポーター養成講座）の利用をすることで、就労定着を進めていただきたい。</p> <p>就職後6か月間の離職率が高いため、ハローワーク、障害者就労・生活支援センターと連携することで、継続した支援をすることが重要である。</p>

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている

◎成果目標4 『障がい児支援の提供体制の整備等』

目標	実施状況
①児童発達支援センターの設置 早期の療育支援を進めるため、関係機関との連携を図る。	発達に偏りや遅れがあるこどもに対して診察・療育・通園を行い、発達の課題に向き合いながら支援している。 必要に応じて研修会、会議等の開催によりネットワーク作りを行い、障害福祉に関する情報の提供及び共有を図った。
②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 加古川市障害者自立支援協議会内のこども専門部会において、令和5年度末までに医療的ケア児に対する支援について協議し、支援体制を構築する。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で「くらし・こども専門部会」が開催できなかった。
③医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	圏域医療的ケア児等コーディネーターが配置された。 センターにおいて市内相談支援事業者を対象とした「医療的ケア児等コーディネーター連絡会」を開催し、他市の取組紹介や、相談支援員の役割等について情報共有した。市においては医療的ケア児等に関するコーディネーターは未設置であるため、他地域での取り組み状況等を情報収集しながら検討を進めていく。
④保育所等訪問支援を利用できる体制 令和5年度末までに相談支援事業所に活用を促すなど、更なる体制の整備と利用しやすい環境づくりを行う。	昨年度に引き続き保育所等訪問支援を利用できる体制は構築できている。 令和3年度実績の月平均利用者数は25人であり、令和2年度実績の月平均利用者数17人と比較すると8人増加した。
⑤重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保 令和5年度末において、必要な支給量を供給できる事業所数を確保する。	重症心身障害児を支援している事業所数は7である。
⑥居宅訪問型児童発達支援事業所の確保 令和5年度末までに、ニーズを把握したうえで事業所の確保に努める。	居宅訪問型児童発達支援事業所数は0である。令和4年度は加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業の要綱を一部改正し、補助対象とする。

市評価		協議会意見
B	<p>実施状況を踏まえ、進んでいる。</p> <p>市内相談支援事業者を対象とした医療的ケア児等コーディネーター連絡会を実施することで市内相談支援事業所のスキルアップが図られた。</p> <p>保育所等訪問支援における、受入側の学校園の対応については、引き続き、くらし・こども専門部会との連携による連絡会議や支援者会議（学校、保護者、事業所）の場において制度説明を行い、円滑な利用促進を図っていく。</p> <p>不足している重症心身障害児を支援する事業所については、各種補助事業の案内を継続して実施していくことで新規開設を促していく。</p>	<p>B評価とする。</p> <p>医療的ケア児に関するコーディネーターの設置、重症心身障害児を対象とした事業所（短期入所等）の整備は保護者等の負担軽減にもつながるため、力を入れて進めていただきたい。</p> <p>児童発達支援、放課後等デイサービスのみの利用につながるような支給決定ではなく、認定こども園等の並行通園も含めた支給決定をすることで共生社会の実現に向けて取り組んでいただきたい。そのために障がい部局だけでなく、児童部局も巻き込んで障害児支援の提供体制を検討していただきたい。</p>

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている

◎成果目標5『相談支援体制の充実・強化等』

目標	実施状況
①基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置 令和5年度末までに、相談支援の充実、情報の蓄積、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルを充実させる。	センターにおける相談件数は5,199件である。 センターが市内の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言を実施した（令和3年度45件）。 令和3年度相談支援専門部会（ネットワーク会議）を12回開催した。

市評価		協議会意見
A	実施状況を踏まえ、目標に対して順調に進んでいる。 センターでの相談では年齢や障害種別、難病等に関わらず従来からの関係機関を中心に連携を取りながら共同での支援を継続できている。相談内容としては、「福祉サービスに関すること」が全体の34%を占めている。次に「不安の軽減に関すること」が14.7%と続いている。不安を軽減するための福祉サービスについては、市とセンターで連携することでスムーズな利用につながっている。 また、相談機関との連携強化の取り組みである、専門部会では、「令和3年度報酬改定に係る疑問点等の集約」、「介護保険制度への円滑な引継ぎ」等をテーマに実施することで相談支援事業者における困りごとの共有、解決や各種福祉制度への理解を促している。	A評価とする。 引き続き市とセンター間の良好な関係を継続していただきたい。

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている

◎成果目標6 『障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築』

目標	実施状況
①サービスの質の向上を図るための体制確保 令和5年度末までに、事業者への説明会を実施し、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制を確保する。	市内相談支援事業所等に対して、動画（YouTube 配信）による説明会を実施した。動画内容は令和3年度報酬改定の概要、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組み、研修制度である。（令和3年度視聴人数25名）

市評価		協議会意見
A	実施状況を踏まえ、目標に対して順調に進んでいる。 動画視聴者からのアンケートでは「わかりやすい動画内容であった」、「各加算について再確認する機会になった」という意見があった。基本報酬、各加算に必要な手続きを漏れなくすることがサービスの質の向上にもつながるため、今後も適正な事業運営についてサポートしていく。 なお、令和4年度以降については、制度説明だけでなく、障害者自立支援審査支払等システム（請求実務）にも関連した内容の説明会の実施を検討する。	A評価とする。 市の取り組みに対して、事業所から高い評価を受けていることは評価できる。一方でサービスの質の向上を図るため、不適切な運営等をしている事業所に対する毅然とした対応も併せて行っていただきたい。

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている